

令和元年12月20日

**川崎市立柿生小学校校舎増築事業に係る条例環境影響評価審査書の  
の公告を行いました。**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
名 称：川崎市  
代表者：川崎市長 福田 紀彦  
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
名 称：川崎市立柿生小学校校舎増築事業  
所在地：川崎市麻生区片平3丁目3番1号
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
令和元年12月20日
- 4 事業内容等に関する問合せ先  
名 称：川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
所在地：川崎市川崎区宮本町6番地  
電話番号：044-200-3057

(川崎市環境局環境評価室 加藤担当)  
電話 (044) 200-2152

川崎市立柿生小学校校舎増築事業  
に係る条例環境影響評価審査書

令和元年12月

川崎市

## 目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	4
(1) 全般的事項.....	4
(2) 個別事項.....	4
ア 大気質.....	4
イ 緑（緑の質、緑の量）.....	4
ウ 騒音・振動.....	4
エ 廃棄物等（建設発生土）.....	5
オ 景観.....	5
カ 日照障害.....	5
キ テレビ受信障害.....	5
ク 地域交通（交通混雑、交通安全）.....	5
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	5
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	6

## はじめに

川崎市立柿生小学校校舎増築事業は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区片平3丁目3番1号の約1.4haの区域において、地上3階建ての小学校校舎を増築するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和元年9月6日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎市立柿生小学校校舎増築事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為  
（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の  
項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：麻生区片平3丁目3番1号

区域面積：約13,827㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域、準住居地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

小学校校舎の増築

#### イ 土地利用計画

土地利用区分	面積（㎡）	構成比（％）
建築物	約5,000	36
	増築 約1,160	8
	既存 約3,840	28
緑化地	約1,998	14
	新設 約682	5
	既存 約1,316	10
その他	約6,828	49
合計	約13,827	100

注) 四捨五入の関係により、合計が合わないことがある。

ウ 建築計画等

区分	内容	
	計画建築物 (増築校舎・渡り廊下)	既存校舎
構造	増築校舎：鉄筋コンクリート造 渡り廊下：鉄骨造	既存校舎：鉄筋コンクリート造 ：鉄骨造
階数	増築校舎：3階 渡り廊下：1階	既存校舎：4階
高さ	増築校舎：約12m <sup>※1</sup> 渡り廊下：約4m	既存校舎：約15m
建築面積	約1,170 m <sup>2</sup>	約3,850 m <sup>2</sup>
延べ面積	約2,950 m <sup>2</sup>	約8,300 m <sup>2</sup>
容積率算定床面積 <sup>※2</sup>	約11,240 m <sup>2</sup>	
敷地面積	約13,827 m <sup>2</sup>	
建ぺい率	約37%	
容積率	約82%	
緑被率	約15.0%	

注1) 構造、階数、高さについては代表的な建築物を示し、倉庫や飼育小屋などの小規模な建築物は含めていない。

2) 計画建築物の増築校舎の高さ(※1)は、高さ制限緩和の許可を前提としている。

3) 容積率算定床面積(※2)は、延べ面積からエレベータ(1～3階)分の面積を除いた面積である。

4) 四捨五入の関係により、合計が合わないことがある。

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、小学校校舎の増築であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、既存教育施設を使用しながらの工事であることから、児童等の安全を最優先するとともに、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度（1時間値の最大値：0.194ppm）が短期曝露の指針値の上限（0.2ppm以下）に近いと予測していること、計画地内に教育施設が存在していることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 緑（緑の質、緑の量）

##### （ア）緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

##### （イ）緑の量

計画地内の樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

#### ウ 騒音・振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、計画地内に教育施設が存在していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行

時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事用車両ルートの一部車線が現況において混雑度1.0を上回ること、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路と重複していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。工事の実施に当たっては交通安全を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。



### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和元年 9 月 6 日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
9 月 13 日	条例準備書公告、縦覧開始
10 月 28 日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
12 月 20 日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付